

第2節 社会全体の意識改革のための今後の取組

出生率の向上のためには、子どもを家族が育み家族を地域社会が支えるという社会であってこそ、各種支援策が効果を発揮することから、2006（平成18）年6月に少子化社会対策会議において決定された新しい少子化対策では、長期的な視点に立って、家族・地域の絆を再生する国民運動（「家族の日」や「家族の週間」の制定、家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催、働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動）社会全体で子どもや生命を大切にする運動（マタニティマークの広報・普及、有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供、生命や家族の大切さについての理解の促進）といった国民運動の推進を掲げている。

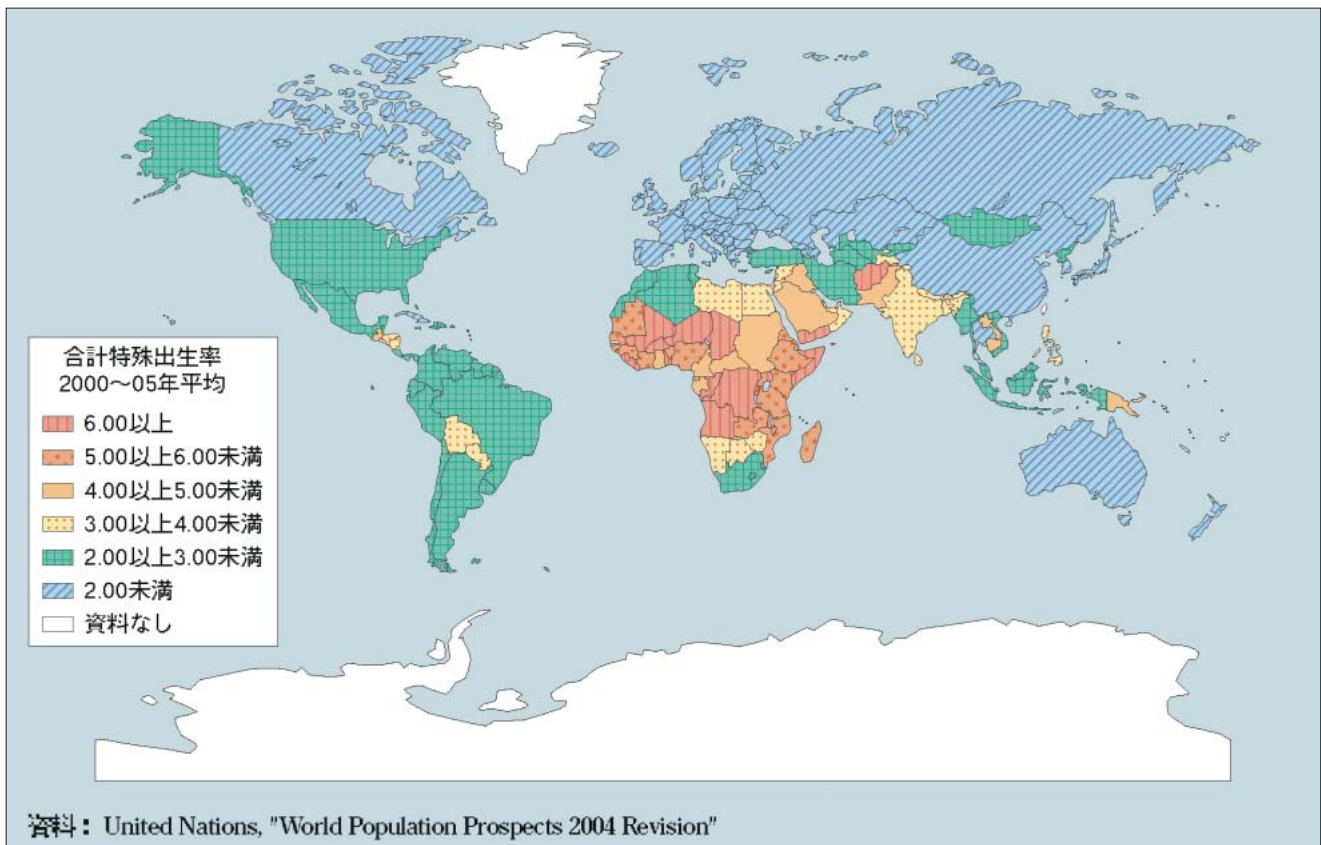
補章 海外の少子化の動向

第1節 世界の人口と出生率の推移

世界の人口は20世紀以降急激に増加しており、1900年には16.5億人であったが、2005年には64.6億人に達している。特に20世紀後半の世界人口の伸びは急激である。

世界全体の合計特殊出生率の動きをみると、1950～55年の平均で5.02の水準にあったが、その後低下傾向に入り、2000～05年平均では2.65であり、先進地域では1.56、発展途上地域では2.90となっている。

第1-補-2図 世界各国・地域の合計特殊出生率（2000～05年平均）



第2節 欧米諸国の出生の動向

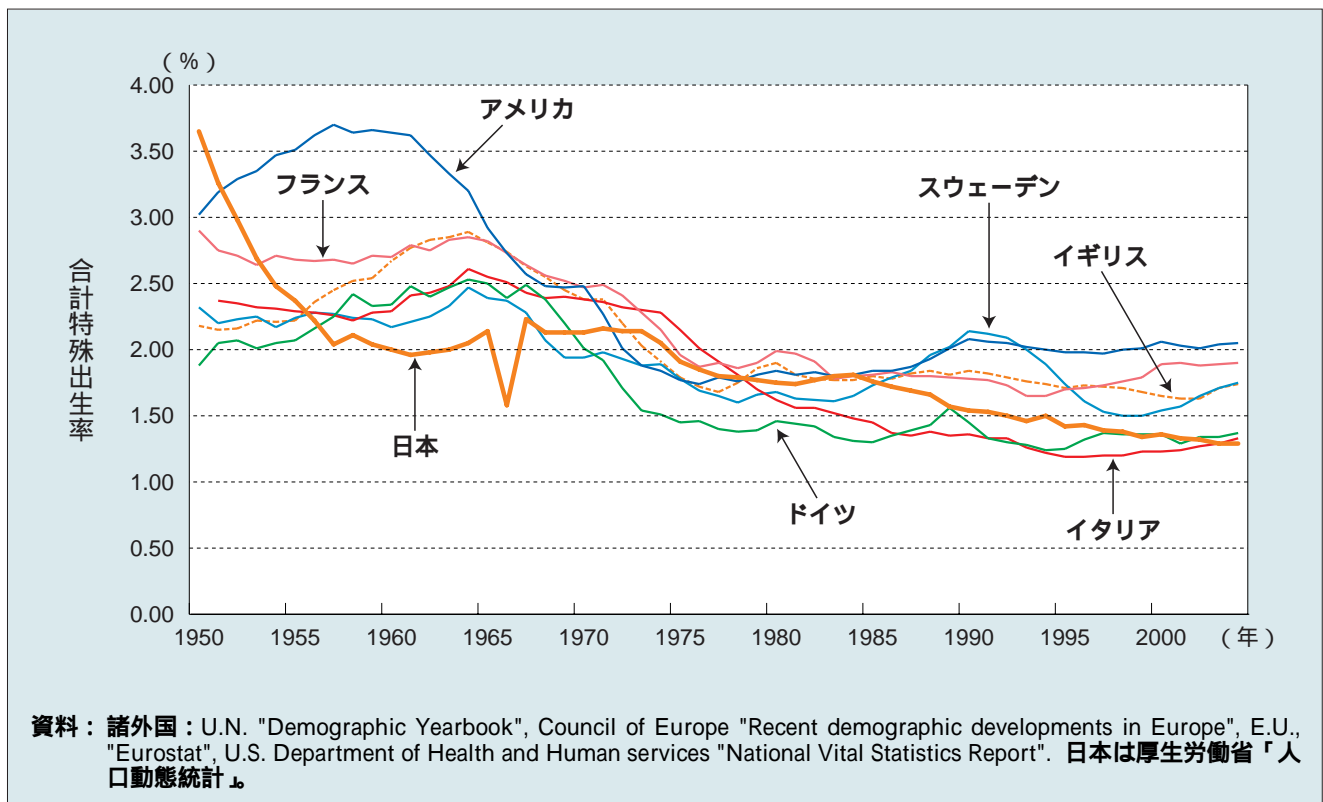
1 欧米諸国等の現在の合計特殊出生率の比較

わが国を含む欧米等の先進地域では、合計特殊出生率は人口置き換え水準（2.1程度）を下回っている。わが国の出生率との比較では、アメリカ、北欧、フランス、イギリスはわが国よりも高い水準にある一方、イタリア、スペイン等の南部ヨーロッパはわが国の水準に近い。

2 合計特殊出生率の推移

欧米諸国の合計特殊出生率の動きをみると、1960年代まではすべての国で2以上の水準にあったが、1970年代から1980年代頃にかけては全体として低下傾向となった。1990年代以降は独自の動きをみせており、アメリカ、スウェーデン、フランス等では高めで推移している一方、イタリアのように低い水準で推移しつつ、最近若干上昇している国もある。

第1-補-3図 主な国の合計特殊出生率の動き



3 欧米諸国の政策の動向

西欧諸国でも、児童手当制度等の子育て家庭に対する経済的支援策や、育児休業制度等の仕事と育児の両立支援策があるが、これらの施策は「少子化対策」というよりも、子どもやその家族に対して社会的に支援することを目的とした「児童・家族政策」として位置付けられ、長い歴史を有している。

育児休業制度はヨーロッパの主要国各国で制度化されている。ドイツやフランスでは、3歳までの間に最長3年間までの休業が可能である。育児休業中の所得保障が最も充実した国はスウェーデンであり、休業期間の480日分の所得が保障されており、最初の390日間は従前賃金の80%が給付される。

スウェーデンでは保育サービスも充実しており、通常の保育所の他にコミューン（県政府）の責任の下で家庭型保育所が運営されている。また、フランスでは、在宅での保育サービスが発達しており、一定の要件を備えた者を登録する「認定保育ママ」が保育需要の多くを担っているとされる。

欧米の主要国では、わが国と比較して、高い給付水準の児童手当等の経済的支援策が行われている。経済的支援が最も手厚いといわれているのがフランスである。フランスの家族給付は、第2子以降の20歳未満の子どもに対して支給される「家族手当」も含めて30種類もの手当がある。

コラム

ドイツにおける新たな家族政策の取組（概要）

ドイツは、先進国の中では、日本、イタリアと並んで低い出生率で推移してきた。1995年には、ドイツの合計特殊出生率は1.25（同年のイタリアは1.18、日本は1.42）であった。

ドイツは、第2次世界大戦後、社会福祉国家として家族政策に多くの予算を充ててきた。特に児童手当などの給付水準が高く、家族政策に関する財政支出の対GDP比は、1.9%と日本の0.6%の3倍の数値となっている。こうした経済的支援は手厚いが、子育ては基本的に家庭で行うべきものという考え方が強く、保育サービスの整備は立ち遅れていた。

しかし、出生率の低迷に対して、ドイツ政府でも深刻な問題ととらえ、新たな家族政策の展開がみられるようになった。昨年政府が公表した「第7次家族報告書」では、「持続可能な家族政策」と題して、単一の政策ではなく、経済的支援（再分配政策）と、保育所などのインフラ整備（保育政策）、子どもや家族と過ごす時間の確保（時間政策）という3つの要素を混合した政策が重要であると強調している。政府関係者によれば、こうした政策が実施されれば、出生率が1.7程度にまで回復することが可能だとしている。

具体的な施策としては、2005年1月から保育所設置促進法が実施され、政府から地方自治体への補助を強化し、2010年を目標に保育所の拡大が図られている。ひとり親家庭を想定した児童手当に対する育児手当の上乗せも実施されている。また、育児休業中の所得保障の充実と男性の取得促進をねらいとして、2006年9月、両親手当を新設する法律が制定された。手当は最長で12か月間支払われるほか、父親が取得すれば2か月間延長できる仕組みが盛り込まれている。さらに、行政、企業、労働組合、地域団体等と一緒に家族政策を考える地域単位の「家族のための地域同盟」が各地に設置され、地域の事情に応じたファミリーフレンドリーな対策の検討・実施がなされている。

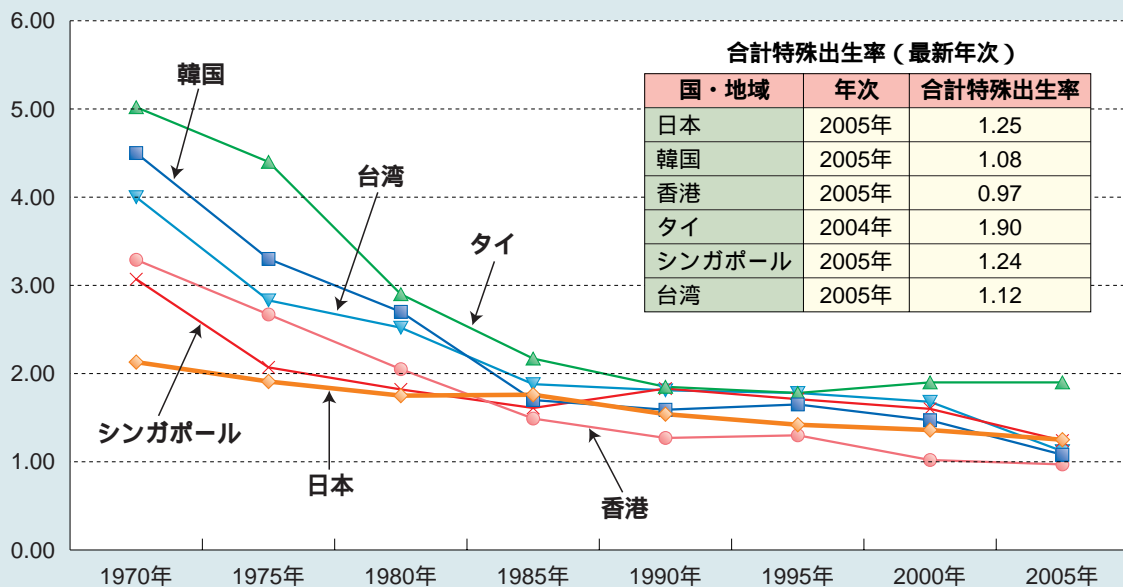
ドイツの合計特殊出生率は、2000年以降1.3台に回復し、最新の2005年の数値は1.34となっている（同年の日本は1.25、イタリア（2004年）は1.33）。

第3節 アジアの少子化の動向

1 アジアにおける出生率の動向

東アジアの主な国・地域の合計特殊出生率の動きをみると、1970年では、すべての国・地域でわが国を大きく上回る水準であったが、その後低下傾向となり、2004年では、タイを除いてわが国の水準を下回っている。

第1-補-6図 アジアの主な国・地域における合計特殊出生率の動き



資料：United Nations "Demographic Yearbook", ただし、日本は厚生労働省「人口動態統計」、韓国は韓国統計庁資料。香港の1975年以降は香港統計局資料、タイの2005年は2004年のデータ。タイの1995年以降はタイ王国統計局資料、2004年はWHO（世界保健機構）資料。シンガポールはシンガポール統計局資料、台湾は内政部資料。

2 アジアの主な国・地域における少子化対策の動向

韓国では、自国の出生率を「低すぎる」と認識し、「回復させる」政策スタンスをとっており、大統領府に専門の委員会を設置して、「少子・高齢社会対応のための国家戦略」を策定し、少子化対策を進めることとしている。2006年7月には保育サービスの充実、経済的支援の強化、妊娠・出産の支援等を盛り込んだ「少子高齢社会基本計画」を策定している。

シンガポールでも、自国の出生率を「低すぎる」と認識し、「回復させる」政策スタンスをとっており、国営の「お見合いセンター」の運営やベビーボーナス、同居している祖父母や外国人メイドを対象とした保育者控除といったきめ細かな税制上の対応等、ユニークな少子化対策を展開している。

中国では、1970年代から「一人っ子政策」をとり、人口増の抑制の効果をあげているため、自国の出生率を「満足な水準」と認識し、「維持させる」政策スタンスをとっている。その一方で、男児選好による出生性比のゆがみや急速な高齢化の進展等の問題点が指摘されており、「多産処罰」的な政策から「少生奨励」的な政策への転換もみられている。